



危険物の取扱いに注意!

ガソリンや灯油をはじめとする危険物は生活に欠かせないものです。しかし、ひとたび取扱いを間違えると、大ケガや火災につながります。危険物の取扱いは大丈夫でしょうか?身近にあるガソリンスタンドや、ご家庭の携行缶について再確認してみてください。



セルフスタンドでの注意事項

静電気除去シートに必ずタッチ!



ガソリンや灯油の蒸気は目に見えませんが、常温で出ているものもあります。その蒸気には静電気でも引火します!給油等の前には必ず触れるようにしましょう。

セルフスタンドでも、ガソリンの詰替えは従業員が行う必要があります!



※会社の方針で詰替え販売を行っていない場合がありますので、ご注意ください。

携行缶使用時の注意事項

危険物は適した容器に入れましょう!



消防法令に適合するものには表示がされています。

ガソリンは灯油用ポリ容器に入れることはできません!



ガソリン携行缶



灯油用ポリ容器

携行缶に書かれている注意事項に従って取扱ってください!



⚠ 噴出注意

- 周囲の安全を確認
- フタを開ける前に
 - ① エンジン停止
 - ② フタをゆっくりまわしエア抜きをする
- 高温の場所禁止

事業所等での貯蔵や取扱いは、ガソリンは40ℓ、灯油は200ℓ以上になると届出が必要です!

危険物を大量に貯蔵したり取扱う場合は、事前に消防局にご相談ください。



【お問い合わせ】

消防局 代表電話	☎ 22-0119	南 部 分 署	☎ 23-1360	東 部 消 防 署	☎ 44-3390
予 防 課	☎ 22-0135	上 甕 分 駐 所	☎ (09969) 2-0377	祁 答 院 分 署	☎ 21-8620
中 央 消 防 署	☎ 22-0143	下 甕 分 駐 所	☎ (09969) 5-1057	西 部 消 防 署	☎ 26-3524